

<個別案件確認表（組織委員会）>

組織委員会担当確認 令和3年5月28日

新型コロナ作業部会確認 令和3年6月 8日

事業名 【コロナ対策経費】 フリート(乗用車)・バス等車両費

案件名 【コロナ対策経費】 大会関係者バスの借上げ費用等の支払いに関する覚書の締結

確認の視点		組織委員会の見解	備考
経費の負担が令和2年12月4日の合意の考え方に基づくものであること		本事業は、新型コロナウイルスへの感染防止対策として必要な事業であり、令和2年12月4日の合意による、大会の追加経費のうち新型コロナウイルス感染症対策関連の経費に該当するものと考えている。	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること		・大会関係者のバス輸送に関しては、組織委員会がバス調達から運行計画の立案、運営まで一貫して組織委員会が担い、契約する事業であり、バスの借上費用の支払いも組織委員会が一括して執行することが効率的である。	
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること	必要性	・輸送は、開催都市契約、大会運営要件で求められている。 ・大会関係者を輸送するために必要なバス車両を借上げ、それに係る代金を支払う必要がある。	
	効率性	・バスの借上げに係る運賃単価は、法令で定める上限価格より低廉な金額としている。また、ステークホルダーのニーズを踏まえながら、効率的な運行ダイヤを策定し、バスの必要数を算定している。	
	納得性	・過去の国民体育大会における大規模バス輸送と比較して、バスの借上げ単価は低廉な金額とするなど、経費の削減を図っている。	
その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること		本件は、新型コロナウイルス感染症対策として必要な業務に係る経費であり、公費負担の対象として適切である。また、V5予算内に収まっている。 引き続き、経費が最小限のものとなるよう抑制・削減に取り組む。	

<個別案件確認表（組織委員会）>

組織委員会担当確認年月日 令和3年 5月28日

東京都作業部会確認年月日 令和3年 6月 8日

事業名 フリート(乗用車)・バス等車両費

案件名 大会関係者バスの借上げ費用等の支払いに関する覚書の締結

確認の視点		組織委員会の見解	備考
経費の負担が平成29年5月31日の合意の考え方に基づくものであること		・大枠の合意のとおり、パラ経費の対象（算出方法は大枠合意に基づく）	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること		・大会関係者のバス輸送に関しては、組織委員会がバス調達から運行計画の立案、運営まで一貫して組織委員会が担い、契約する事業であり、バスの借上げ費用の支払いも組織委員会が一括して執行することが効率的である。	
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること	必要性	・輸送は、開催都市契約、大会運営要件で求められている。 ・大会関係者を輸送するために必要なバス車両を借上げ、それに係る代金を支払う必要がある。	
	効率性	・バスの借上げに係る運賃単価は、法令で定める上限価格より低廉な金額としている。また、ステークホルダーのニーズを踏まえながら、効率的な運行ダイヤを策定し、バスの必要数を算定している。	
	納得性	・過去の国民体育大会における大規模バス輸送と比較して、バスの借上げ単価は低廉な金額とするなど、経費の削減を図っている。	
その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること		・大枠の合意で公費負担とされた、パラリンピック経費であり、公費負担の対象として適切であると考ええる。 ・V5予算内	

* 公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。